

## 出雲市農業委員会（第3期）第12回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和6年(2024)7月25日(木)午後1時23分から午後2時40分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(23名)

大梶 泰男	河原 昭紀	持田 守夫	若槻 博美	江角 昭夫
佐藤 文男	岸 勝	松本 尚幸	石飛 忠宏	今岡 充
松井 幸男	八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男	天野 明浩
森山 亮二	勝部 守	立石 行雄	湯浅 道行	伊藤 美樹
佐野 芳夫	嘉本 良市	水 壯		

4 欠席委員(1名)

岡田 征記

5 提出議題

(1) 報告事項

報第33号	会長専決処分の報告
報第34号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報第35号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第36号	農地法第5条の規定による許可の取消について
報第37号	農地法第4条の規定による許可の取消について

(2) 議案審議

議第68号	農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について
議第69号	農地法第3条の規定による許可の決定について
議第70号	農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について
議第71号	農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について
議第72号	農地転用事業計画変更申請決定について
議第73号	非農地証明について

会長あいさつ

## 6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に24番水壯委員、3番河原昭紀委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第33号会長専決処分の報告、報第34号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第36号農地法第5条の規定による許可の取消について、報第37号農地法第4条の規定による許可の取消について、を一括して報告します。

報第33号会長専決処分について、報告いたします。第11回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件、農地法第5条3件、事業計画変更2件については、島根県農業会議第100回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の7月10日付けで許可決定しております。

議長 続いて、報第34号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

三木係長 それでは、報第34号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号67番から75番の9件の通知がありました。内訳としては、耕作者変更のためが2件、売買のためが1件、転用申請のためが5件、水路改修のためが1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

三木係長 それでは、報第35号について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得

につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の4ページから16ページをご覧ください。この届出の先月受付分は受付番号71番から105番までの35件でした。権利の取得事由は、35件全てが「相続」によるものでした。

受付番号91番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、被相続人から記載の持分で農地を相続されたものです。

受付番号71番について、備考欄に、内原野、受付番号103番について、備考欄に、内冷水井手とありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになりますが、議案としては登記簿上の面積となります。

また、あつせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされており関係上、7月8日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第36号農地法第5条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

後藤副主任 報第36号について、ご説明いたします。報告事項の17ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可の取消願が1件ありました。受付番号1番は、令和4年1月25日付で許可した案件です。許可を受けたのは、上島町の田2筆で、転用目的は営農型太陽光発電施設でしたが、資材の調達が困難となり太陽光発電の設置が進んでいなかったところ、計画者側の状況が変わり当初予定していた太陽光発電施設下部での営農が困難となったという理由で今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を7月9日付で取り消しております。取消後は、家庭用菜園として利用される計画です。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第37号農地法第4条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

大森副主任 報第37号について、ご説明いたします。報告事項の18ページをご覧ください。農地法第4条の規定による許可の取消願が1件ありました。受付番号2番は、平成13年9月21日付で許可した案件です。転用目的は、進入路でした。取消理由は、転用許可後、事業実施前に家庭の状況が変わり、事

業計画を断念したためです。取消後は、畑地として利用される計画です。以上、報告いたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。報第36号の農地法第5条の規定による許可の取消についてですが、この案件は営農型太陽光発電の許可案件だと思えますが、何を植える予定でしたか。

後藤副主任 サカキです。

佐藤委員 わかりました。

議長 他にご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 次に、議第68号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田課長補佐から内容について、説明をお願いします。

打田課長補佐 議第68号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。 それでは、7月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の利用権設定合計とあります表の賃借権の行をご覧ください。設定の合計は40筆、70,574㎡、うち新規の設定が10筆、13,382㎡、再設定が30筆、57,192㎡です。この内訳につきましては、同じ2ページの別表①の表の総計の欄の一番下の合計の欄をご覧ください。相対分の合計が、3筆、3,690㎡、中間管理事業分の合計が、37筆、66,884㎡ となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計とあります表の使用貸借権の行をご覧ください。

ください。設定の合計は76筆、66,575.11㎡、うち新規の設定が38筆、29,814.00㎡、再設定が38筆、36,761.11㎡です。この内訳につきましては、3ページの別表②の総計の欄の一番下の合計の欄をご覧ください。相対分の合計が、7筆、11,137㎡、中間管理事業分の合計が、69筆、55,438.11㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計とあります表の総計の欄の合計の行をご覧ください。116筆、137,149.11㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

また、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。29ページの表と、30ページの「総括表」を合わせてご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定により、島根県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を所有者から買い入れ、中間保有した後、担い手である農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月は、しまね農業振興公社への売渡が3件、合計16筆、10,868㎡です。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議長 それでは議題となっております議第68号のうち、農業委員が関与する17件が先議案件となります。その内15番常松守男委員の関与案件が11ページの302番となります。それでは、15番常松守男委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、15番常松守男委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第68号のうち15番常松守男委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、15番常松守男委員の関与案件1件を承認します。ここで常松委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、21番伊藤美樹委員の関与案件が22ページの5100番から26ページの5113番、5116番から5117番の16件になります。それでは、21番伊藤美樹委員の関与案件16件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により21番伊藤美樹委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第68号のうち21番伊藤美樹委員の関与案件16件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって21番伊藤美樹委員の関与案件16件を承認します。ここで伊藤委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第68号のうち、先ほどの先議案件17件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第68号のうち、先議案件17件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第68号のうち、先議案件17件を除くすべての案件について承認します。

議長 次に、議第69号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長 それでは、議第69号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が17件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから4ページをご覧ください。

受付番号42番について、譲渡人は、相手方の要望により、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号43番について、譲渡人は、相続財産の清算のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号44番について、譲渡人は、相手方の要望により、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号45番及び46番について、これらは農地の交換になります。なお、45番の受人は、申請地周辺地域で営農を行っている農事組合法人の構成員で、取得後は所属する法人に利用権設定を行い、自身で申請地を耕作される計画です。

つづいて受付番号47番について、譲渡人は、就労による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号48番について、譲渡人は、相手方の要望により、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。なお、受人は市外在住ですが、申請地の近隣に実家があり、そこを拠点に現在も申請地を耕作しておられます。

つづいて受付番号49番について、譲渡人は、相手方の要望により、近隣居住者である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号50番について、譲渡人は、労力不足により、近隣居住者である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号51番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。受人は外国籍の方ですが、在留資格は、入管法で農業への従事が認められている「永住者」であることを確認しています。

つづいて受付番号52番について、譲渡人は、自宅から離れていることによる耕作不便のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。受人は市外在住ですが、申請地の近隣に別宅を所有しており、そこを拠点に耕作するということです。

つづいて受付番号53番について、譲渡人は、労力不足により、近隣居住者である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号54番について、譲渡人は、労力不足のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号55番について、譲渡人は、相手方の要望により、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号56番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号57番について、譲渡人は、労力不足のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。なお、受人は、申請地周辺地域で営農を行っている農事組合法人の構成員で、取得後は所属する法人に利用権設定を行い、自身で申請地を耕作される計画です。

つづいて受付番号58番について、譲渡人は、自宅から離れていることによる耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。

以上、受付番号42番から58番については、5ページから7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 他に質問、意見はありませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第69号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第69号すべての案件について承認します。

議長 次に、議第70号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第70号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、2件の申請がありました。議案書は8ページ、参考資料は1ページから4ページをご覧ください。今月は、8月に開催予定の第101回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。また、説明案件もありません。今月は追認の案件が1件あります。受付番号10番の案件は、平成5年頃から住宅として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号9番から10番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないも

のと認められます。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第70号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第70号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議長 それでは、進行上の都合で、先に議第73号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第73号、非農地証明の申請について説明します。議案書のページ及び説明資料43ページから57ページをご覧ください。今月は6件の申請がありました。

それでは、受付番号11番について説明いたします。申請地については議案書15ページに載せております。また説明資料の43ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料44ページの現況写真をご確認ください。申請地は現在建物が建っていますが、書類等で農地法施行前の昭和27年以前から建っていることの確認はできませんでした。そこで、国土院地図航空サービスにて、昭和23年米軍撮影の航空写真で建物が建っていることを確認できました。現地確認は7月12日に常松農業委員、吾郷推進委員、多久和武推進委員、多久和耕二推進委員、事務局職員で行っています。よって、本案件は非農地証明基準の「農地法が施行された日以前に非農地であった土地」に該当し、農地法2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

次に、受付番号12番について説明いたします。申請地については議案書15ページに載せております。また説明資料の45ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料46ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は7月12日に常松農業委員、吾郷推進委員、多久和武推進委員、多久和耕二推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号13番について説明いたします。申請地については議案

書15、16ページに載せております。また説明資料の47、48ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料49、50ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は7月12日に常松農業委員、吾郷推進委員、多久和武推進委員、多久和耕二推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号14番について説明いたします。申請地については議案書16ページに載せております。また説明資料の51ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料52ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は7月9日に水農業委員、松浦推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号15番について説明いたします。申請地については議案書16ページに載せております。また説明資料の53、54ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料55ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は7月11日に今岡農業委員、佐々木推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号16番について説明いたします。申請地については議案書16ページに載せております。また説明資料の56ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料57ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は7月9日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号12番から16番の5件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さん補足がありましたらお願いします。常松委員さんいかがですか。

常松委員 議席番号15番の常松です。7月12日に先ほど説明がありましたとおり、3件について、回らせていただきました。最初の1件については、住宅が建

っており、地図や航空写真を確認し、昔から建っている建物であることを確認しました。残りの案件については、林地化しており、再生困難だと判断させていただきました。推進委員の3名の方にも同行いただいて、確認いただきました。

議 長 水委員さんいかがですか。

水委員 議席番号24番の水です。先ほど説明がありましたとおり、7月9日の大雨の中、現地を確認させていただきました。説明のとおりで、問題はありません。以上です。

議 長 今岡委員さんいかがですか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。7月11日に現地確認いたしました。申請のあった土地は、急傾斜地あるいは、森林の隣接地にあるところで、そういったこともあり、長期間耕作されなくなったのだと思います。非農地証明を行うことはやむを得ないと判断いたしました。以上です。

議 長 石飛委員さんいかがですか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。事務局のとおりで補足はありません。以上です。

議 長 事務局と担当農業委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第73号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第73号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 次に、戻りまして、議第71号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第72号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 議第71号について、ご説明いたします。議案書の9ページから13ページ、説明資料の1ページから42ページ、参考資料の5ページから32ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が21件、賃借権の設定が6件、使用貸借権の設定が1件の合計28件の申請がありました。今月は8月に開催予定の第101回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

まず、議案書9ページの受付番号64番です。なお、議案書14ページの事業計画変更の受付番号12番の関連案件になります。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は、武志町の田2筆です。案内図は2ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,290.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地8区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。なお、当初は別の事業者が事業を行う予定で3月に転用許可が出ていましたが、自己都合により実施ができなくなり、この度今回の計画者が承継して実施するために申請を行うものです。資金計画については、所要資金額が1億7166万8千円で、これに対する資金調達は166万8千円が自己資金、残りの1億7千万円が借入金の計画であり、証明を確認しています。次からの8件については事業計画者が同じであるためまとめて説明をいたします。議案書9ページから10ページの受付番号69、70、71、72、73、75、77及び78番です。説明資料の4～27ページをご覧ください。転用場所は湖陵町です。案内図は5、8、11、14、17、20、23及び26ページです。地目は78番が田、その他が畑です。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、8件とも転用面積、所要面積が同じ値です。説明資料をご確認ください。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2号第2項の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内に発電所設置の実績がある、太陽光発電事業を行っている法人です。この度既存の太陽光発電所から近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。資金計画については、今回説明した8件を含む今月申請分9件の所要資金額の合計が8388万8千円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に議案書11ページの受付番号80番です。説明資料の28ページから

30ページをご覧ください。転用場所は斐川町出西の畑5筆です。案内図は29ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,198.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2号第2項の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産を営んでいる法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地4区画を造成、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が9288万4千円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書12ページの受付番号85番です。説明資料の31ページから33ページをご覧ください。転用場所は、矢野町の田1筆です。案内図は32ページです。転用目的は、資材置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに610㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木工事業を営んでいる法人です。この度、会社及び既存資材置場に隣接している申請地を一時的に整備し、不足している資材置場及び車両置場として利用する計画です。なお、事業者は恒常的に資材置場が不足しているため、申請地について一時転用期間中に農用地区域からの除外及び転用許可の申請を行う計画となっています。この流れについては県に可能である旨確認を取っており、事業者には確実に実施する旨の誓約書の提出を受けています。資金計画については、所要資金額が348万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書12ページの受付番号86番です。説明資料の34ページから36ページをご覧ください。転用場所大社町入南の畑2筆です。案内図は35ページです。転用目的は、駐車場・資材置場・事務所です。面積は、転用面積、所要面積ともに714.00㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建築業を営んでいる法人です。この度、受注した工事場所に近い申請地を一時的に整備し、駐車場・資材置場・事務所として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が324万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

最後の2件については事業者が同じであるためまとめて説明します。議案書12ページの受付番号88、89番です。説明資料の37ページから42

ページをご覧ください。転用場所は斐川町荘原の田4筆です。案内図は38及び41ページです。転用目的は資材置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに合計2,023.00㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は土地開発公社です。先日ご審議いただきました出雲空港の稼働時間延長に伴う家屋移転による住宅敷地造成工事のため、申請地を整備して利用する計画です。なお、受付番号が異なるのは場所によって一時転用の期間が異なるためです。資金計画についてですが、両方とも土地造成費が1800万円となっています。これは、令和6年12月までの住宅団地造成費用を含めた金額となっているためです。事業者側からまとめた造成費用の情報しかもらえなかったためこの表記となりました。ご了承ください。これに対する資金調達は全額土地開発公社の予算から支出を行う計画であり、今年度の予算及び令和6年度から8年度までの通年での計画が承認された会議の資料等を確認しています。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第72号について、ご説明いたします。議案書は14ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は33ページから36ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が2件、権利の移動が無い案件が2件の合計4件の申請がありました。今月は8月に開催予定の第101回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。今月は1件説明案件に該当しますが、5条の際にすでに説明しているため説明は省略します。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、議第71号の28件及び議第72号の4件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。湖陵町の太陽光の件ですが、事務局に確認し

たいのですが、この案件が通ってから工事にかかるのですか。工事ははじめてもいいんですか。

後藤副主任　太陽光を設置する工事については、必ず許可の後でしていただくようお願いをしているところですが、先日業者側から話がありました。今回の申請地は、山と同化し場所がありまして、その山と同化している部分について、木の伐採を事前に行っていいかと質問がありました。転用事業としては、認めていないところですが、農地の管理として行う事は言うことはないと回答していますので、おそらく農地の管理として行われているかもしれません。

石飛委員　それはよかったです。周りの方からどうなっているのかと言われるのですが、全くわからないので。業者か行政書士どちらが相談にきておられますか。

後藤副主任　和田守行政書士です。

石飛委員　こうして毎回案件が出ますが、一番最初に和田守さんが来られて、そのときに「周り近所に迷惑がないようにしてください。確認してください。」と厳しく言ったら、その後1回も来ていません。だから私も訳がわからないうちに、処理がなされていて、木が伐採されているような状態なので、多分、みなさんの所にも行政書士が来られて事前に説明を受けると思いますが、この和田守さんは1回来たきりで、来られていません。今後、地元で農業委員に説明した後に出すようにしないと、自分の地域でやっているのに、農業委員が訳もわからず、樹木を伐採されているとあれなので、農業委員の立場もありますので、厳しく言ってもらってください。今後出るかわかりませんが、よろしくをお願いします。

議　長　事前説明ということがありますが、その時期が、結構押し詰まってから来られることがあって、なかなか事前にわかりにくい時もあるかと思いますが、これからお互いに話し合ってください。お願いします。他にご意見、ご質問はありませんか。

持田委員　議席番号4番の持田です。説明案件ではありませんでしたが、79番については、第3条の申請でも同じ方の申請がありました。3条は農地の取得ということですが、これから住むということでした。そして、転用もされ、しかも追認案件ということで、どういった状況かご説明をお願いします。

後藤副主任　　今回取得される予定の方が、追認案件に関わっているのではなく、現在の所有者の方が、平成8年ごろから庭及び駐車場として利用していたものです。その状態で新しい方に渡そうとしたところ、農地として残っていたということで今回転用申請されたものです。

持田委員　　追認は、元の持ち主がやっていたところを追認ということですね。

後藤副主任　　そのとおりです。

持田委員　　わかりました。

議　　長　　他にご意見、ご質問はありませんか。

常松委員　　議席番号15番の常松です。住宅地で転用される場合、公共下水道につながる場合は問題ありませんが、合併浄化槽を設置される際、その排水を排水路につながれると思いますが、例えば63番について、合併浄化槽が水路につながっていますが、これは農業用水でないことを確認しておられますか。

後藤副主任　　申請時に、西側水路に流すことは確認しています。農業用水かどうかは確認していませんでした。改めて確認いたします。この案件は、平成15年のところで、転用許可を受けていましたが、当初の計画者が個人住宅として、建設しなかったということで、今回の計画変更を兼ねた申請になっています。平成15年当時の農振除外等の手続きの際、担当課や土地改良区の方で確認した上で許可になったものと思います。確認はいたしますが、当初時点で問題なしとされたものだと思います。

議　　長　　一般的に排水といえ、全体を指しますので、事業者が事前説明にみえた時に確認をいただければと思います。以前には、いろいろものがみえた事がありました。私のところでも、土木委員さんが先にOKをだされて、後で論が出るのは農業委員に来ますので、説明に来られた時に聞いていただきようをお願いします。

議　　長　　他にご意見、ご質問はありませんか。

議　　長　　意見、質問は無いものと認めます。そういたしますと、議第71号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び議第72号農地転用

事業計画変更の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第71号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第72号を決定いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時40分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、三木係長、後藤副主任、大森副主任、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

署名委員

---

署名委員

---